

【令和3年度】 交通災害共済に 家族そろって加入しましょう!

掛金
年額(ひとり) **500円**
※中途加入の場合も同額

交通災害共済とは

加入者が交通災害(交通事故による災害)にあった場合に被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です



共済期間: 令和3年4月1日～翌年3月31日まで

- ・中途加入の場合は、申込日の翌日から
- ・令和3年3月31日(水)までに加入することを推奨します

通院1日目から見舞金の支給対象!

《見舞金》

- ・傷害: 2万円～18万円(限度額)
- ・障害: 20万円～30万円(限度額)
- ・死亡: 100万円(限度額)

加入条件を満たしていれば、
いつでもどなたでも加入OK!

加入条件

山梨県内の市町村に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方

自転車事故など、小さな交通災害もカバー!

【注意事項!】

以前は、加入申し込みは原則、各組長様が一括で行ってきましたが、平成29年度分の申請から、世帯ごとの申請となりました。加入申し込みをされる世帯の方は、お手数ですが、下記の加入申し込み先にてお申し込みください。

【加入申し込み先】

- ・役場本庁舎、分庁舎、万沢支所
- ・山梨中央銀行南部支店
- ・JA山梨みらい(栄支店、南部支店、富沢支店)

お問合せ

南部町福士28505番地2

交通防災課 ☎ 66-3417(直通)

年金事務所からのお知らせ

～令和3年度以降の出張年金相談所の休止について～

南部町総合会館にて開催してありました「出張年金相談所」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や総合会館の閉鎖、利用者数等の状況を踏まえ、令和3年度以降(令和3年4月から)の開催を休止することといたしました。

なお、今後の状況によっては、再開することも検討しておりますので、その際は町広報誌やFM告知放送にてお知らせいたします。

利用者の皆様にはご不便をお掛けしますが、各種年金のお手続き・ご相談については、年金事務所(厚生年金等を含む相談)または市町村役場(国民年金の相談)にてお願いいたします。

★ お問合せ ★

◇竜王年金事務所: ☎ 055-278-1100(代表) ◇住民課 本庁舎: ☎ 66-3405(直通) 分庁舎: ☎ 64-4834(直通)